

世田谷区一般廃棄物処理基本計画（素案）について

（付議の要旨）

一般廃棄物処理基本計画（素案）を取りまとめたので報告する。

1 主 旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、区市町村が策定する法定計画であり、中長期的視点から区の一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）に関する施策の方向性を総合的に明らかにするものである。

概ね5年で見直しを図っており、現行の平成22年度から26年度までの改定計画に対し、社会状況の変化などに対応した施策を計画的に進めるため、全面的に見直しを図っているところである。清掃・リサイクル審議会の議論を踏まえ、このたび平成27年度から10年間の新しい計画の素案を作成したので報告する。

2 計画の期間

平成27年4月～平成36年3月

3 素案の内容（添付資料参照）

（1）基本理念

現在の計画の基本理念「環境に配慮した持続可能な社会の実現」を継続する。

（2）基本方針

現在の計画の基本方針を継続し、基本理念の実現を目指す。

- ①基本方針1 区民・事業者主体による取組みを推進する
- ②基本方針2 拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する
- ③基本方針3 環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する

（3）施 策

循環型社会形成のため、四つの柱のもとに施策展開を図る。

- ①施策1 不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進
- ②施策2 分別の徹底とリサイクルの推進
- ③施策3 安定的な収集・処理の推進
- ④施策4 情報提供と意識啓発の推進

(4) 計画の指標

	平成25年度 実績値	平成31年度 中間目標	平成36年度 最終目標
区民1人1日あたりのごみ排出量 (g/人/日)	579	532	492 (平成25年度実績値から15%減)

※ごみ排出量=区ごみ収集量(t/年)÷人口(10月1日現在)÷年間日数×1,000,000

4 今後の予定

- 平成26年 9月 2日 区民生活常任委員会 (素案報告)
- 10月 パブリックコメント実施
- 平成27年 1月 政策会議 (案報告)
- 2月 区民生活常任委員会 (案報告)
- 3月 計画策定